|  |
| --- |
| **露店等の開設届出書** |
| **内　　容** | 多数の者が集まる縁日やイベント等で露店等を開設しようとする場合に必要となります。(火気器具を使用する場合に限る。) |
| **根拠法令** | 日高西部消防組合火災予防条例　第５１条（９）による |
| **届出時期** | あらかじめ（現地調査の都合がありますので数日前の提出が望ましい。） |
| **提出部数** | ２部 |
| **添付書類** | 配置図（火気使用位置・消火設備等の記入） |
| **備　　考** | 年度内で開催場所に変更が無く、開催規模が同等以下の場合は、次回以降、配置図を省略することができます。また、初回の届出時に年間の開催予定表を提出した場合は次回以降の届出が不要となります。ただし、開催日に変更のある時は、事前に管轄の富川消防署・日高支署へご連絡下さい。 |